

令和3年（2021年）8月4日

各市町村長
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設設置者
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者

様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の防止については、各障害福祉サービス事業所を挙げて様々な対策を講じていただいていることに対し改めて御礼申し上げます。

しかし、首都圏のみならず全国的に感染が急拡大していることから、人流の抑制と感染を防ぐため、7月30日に本県独自の「熊本蔓延防止宣言」を発出し、対策を強化しました。

特に、現在主流となっているデルタ株は感染力が非常に強く、本県でも予想以上に速いスピードで感染が拡大しています。7月30日の「熊本蔓延防止宣言」発出以降に限っても、障害福祉サービス事業所関係では、既に6事業所（8月3日現在）において新型コロナウイルス感染者が発生し、その大半が利用者ではなく比較的若い世代の従事者の感染となっています。

事業所関係者にひとたび感染者が発生すると、事業所内での濃厚接触者判定、PCR検査の実施、経過観察等の一連の対応により、事業所の一時的な休止等が避けられず、結果的に利用者やその御家族の生活継続に甚大な影響を及ぼすこととなります。

このような厳しい現状について、障がい者の方々の安全・安心への配慮が求められる障害福祉サービス事業所において管理者及び職員を含め事業所職員全員で危機感を共有いただき、改めて、感染防止の意識を高め、対策の徹底を図っていただく必要があります。

つきましては、貴事業所において、下記に掲げる事項を含め、本通知の趣旨について周知徹底をお願いします。

また、ワクチン接種は、発症や重症化リスクを下げる事が分かっています。接種を希望される方は、県民広域接種センターでの個人接種等を活用して早めの接種いただくよう、周知をお願いします。

なお、健康危機管理課では、「県感染症対策専門家派遣等支援事業」として、専門家による感染拡大防止に関する技術的支援等を実施しています。これらの事業を活用しつつ、令和2年（2020年）10月23日付け事務連絡等で通知した、別添の「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組チェックリスト」等を御活用いただき、引き続き万全の対策を講じていただきますようお願いします。

おって、各市町村におかれましては、管内の指定特定相談事業所及び指定障害児相談支援事業所等の市町村指定事業所への周知をお願いします。

【裏面あり】

記

1 徹底をお願いしたい事項

以下に掲げる事項は、各事業所で直ちに徹底をお願いしたい事項です。これを基本として各事業所で引き続き万全の対策を講じていただきますようお願いいたします。

- ① 職員及び利用者の日々の健康状態（検温や症状等）の確認
- ② 職員及び利用者は、体調不良時の出勤・事業所利用を控え、速やかに医療機関を受診
- ③ 職員の感染防止（感染拡大地域への移動自粛、会食（飲酒）時におけるリスクの最小化等）

2 県民広域接種センターについて

（別紙1）を参照。なお、（別紙1）中、接種対象年齢は8月3日から「12歳以上」に引き下げられています。

3 県感染症対策専門家派遣等支援事業（健康危機管理課）について

（別紙2）を参照。

4 その他

事業所種別ごとに、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染防止に向けた取組チェックリスト」等を改めて添付していますので御活用ください。

【問い合わせ先】熊本県健康福祉部

子ども・障がい福祉局障がい者支援課

サービス向上班 木村・堤 096-333-2233

E-mail kimura-f@pref.kumamoto.lg.jp